

会議結果報告書

平成29年3月28日

会議の名称	志木市都市計画審議会
開催日時	平成29年3月28日(火) 午後2時00分～3時00分
開催場所	志木市役所 5階 入札室
出席委員	宮原克平会長、清水良介委員、田中満男委員、谷岡文保委員、 中森茂治委員、高野円裕委員、市之瀬正靖委員、 高山裕子委員、高橋好江委員、天田いづみ委員、穂坂泰委員 (計11人)
欠席委員	 (計0人)
説明者	都市計画課 吉田主幹、高木技師 (計2人)
議題	議題 (1) 志木都市計画生産緑地地区の変更について (2) 都市機能誘導区域に係る志木市立地適正化計画の案 について
結果	(1)～(2) 賛成 意見無し (傍聴者0名)
事務局職員	谷澤嘉弘都市整備部長、堀内友貴都市計画課長、吉田政弘主幹、 高木昂太技師、白崎由紀技師補

審 議 内 容 の 記 録

開会

- 1 部長あいさつ
- 2 会長選出
- 3 会長あいさつ
- 4 会長職務代理指名
- 5 議題

(1) 志木市都市計画生産緑地地区の変更について

<説明員>

志木都市計画生産緑地地区の変更について、主たる農業従事者の死亡により第14条の規定に基づき行為制限が解除されたため、5地区の区域及び面積を変更した。変更後は地区数138地区、面積は37.54haとするものである。

<質疑応答>

なし

(2) 都市機能誘導区域に係る志木市立地適正化計画の案について

<説明員>

(経 緯)

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づく計画であり、平成26年8月に法律が改正されたことにより制度化された計画である。

今後、全国的に人口減少と高齢化が見込まれているなか、生活を支える様々なサービスを提供する施設の維持ができなくなることや、公共交通の利用者が減少し、移動手段の確保ができなくなるなど様々な課題が生じてくることが懸念されている。

このような都市の課題に対応するため、都市機能を誘導すべき区域を設定し、公共施設や医療福祉施設などの集約化を図ることによりコンパクトシティの実現を目指すことを目的としている。

(内 容)

「都市機能誘導区域に係る志木市立地適正化計画」は、「志木都市計画マスタープラン」の一部に位置付けられており、志木都市計画マスタープランに示されている目標とする都市構成のうち「商業・業務サービスと交流の拠点」、「行政サービスと憩いの拠点」、「医療福祉サービスの拠点」の核となる施設を基にしている。

それぞれの拠点を「商業・業務」、「行政」、「医療・福祉」の都市機能誘導区域を道

路や字界などで区切り、誘導する区域と誘導施設を決定し、詳細にまとめた計画である。

この都市機能誘導区域が設定されると、区域外に誘導施設を有する建築物などを新築や改築をする場合は、行為の種別や場所などについて届出が必要となるが、建築制限などの規制をかけるものではなく、施設を集約し、コンパクトな街の形成を図ることにより、利便性の向上や安心して快適な生活環境を実現することを目的としており、都市機能をゆるやかに誘導していく計画である。

<質疑応答>

委員) 誘導施設について、各拠点において記載されているが、今後このような施設を整備していく計画があるのか伺いたい。

説明員) 既に、動いている施設もあるが、今のところ実際に整備をしていく計画はない。

また、補助金や交付金をもらう場合は、都市機能誘導区域では同時に何箇所も補助金等を得られないため公共施設や商業施設が入ってくる場合、今後、実施計画等の策定をしていく必要がある。

委員) 志木駅北側の地域とあるが、志木駅東口にしたほうが良いのではないか。バスの停留所等でも東口になっている。

説明員) 志木駅東口に訂正いたします。

委員) 参考資料となるが、土地利用方針図の荒川堤外が、農地の部分も都市計画緑地に色分けされているが。

説明員) 都市計画緑地が農業地を含んで指定されているため、このような色分けとしているが、次回の都市計画マスタープランの改訂では、誤解のない様、表現を工夫する。

委員) 将来推計人口について、既に志木市では75,000人を超えているが、表では70,000人超となっているが、どのように解釈したらよいか。

説明員) 公の研究所の予想数値と現状の数値がかけ離れてしまっているが、志木市の計画としては、公の機関の数値を使っていくこととしている。